

議案第10号

瀬戸内市障害者医療費給付条例の一部を改正することについて

瀬戸内市障害者医療費給付条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月17日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

障害者医療費給付における受給資格の判定に、令和8年8月1日施行の老齢福祉年金制度の改正内容を反映させるため、令和8年7月1日から適用する必要があるため。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

瀬戸内市障害者医療費給付条例（平成16年瀬戸内市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 令和8年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号に掲げる老齢福祉年金の支給停止に関する規定については、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第355号）附則第7条中「令和8年8月以後」とあるのは「令和8年7月以後」と、「同年7月以前」とあるのは「同年6月以前」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市障害者医療費給付条例(平成16年瀬戸内市条例第117号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(入院中の者に係る受給資格の特例)</p> <p>第17条 第3条第1項第4号及び<u>第7条第1項</u>の規定にかかわらず、 第3条第1項第4号に掲げる者が、規則で定める精神疾患による 入院中に、同号に掲げる自立(精神)受給者証の有効期間の末日 を過ぎた場合の当該者に係る入院中の受給資格の取扱いについ ては、当該療養期間に限り当該者を受給資格者とみなし、第10 条第1項ただし書及び同条第2項の規定によるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1~4 略</p>	<p>(入院中の者に係る受給資格の特例)</p> <p>第17条 第3条第1項第4号及び<u>第7条</u>の規定にかかわらず、 第3条第1項第4号に掲げる者が、規則で定める精神疾患による 入院中に、同号に掲げる自立(精神)受給者証の有効期間の末日 を過ぎた場合の当該者に係る入院中の受給資格の取扱いについ ては、当該療養期間に限り当該者を受給資格者とみなし、第10 条第1項ただし書及び同条第2項の規定によるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1~4 略</p> <p>5 <u>令和8年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号に掲げる老齢福祉年金の支給停止に関する規定については、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第355号）附則第7条中「令和8年8月以後」とあるのは「令和8年7月以 後」と、「同年7月以前」とあるのは「同年6月以前」と読み替 えるものとする。</u></p>